

令和 2 年 3 月 31 日
31 福保高計第 640 号

(目的)

第 1 条 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 9 に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 118 条に基づく都道府県介護保険事業支援計画を一体的に検討し、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 か年における東京都の高齢者施策を総括する東京都高齢者保健福祉計画（以下「計画」という。）の策定を目的として、東京都高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 委員会は、計画に関し、次の事項を検討する。

- (1) 東京都の高齢者施策に係る政策目標及び課題
- (2) 介護給付等対象サービスに係る現状及び今後の量の見込み
- (3) 介護給付等対象サービスを提供するための基盤の確保及び質の向上に関する事項
- (4) 区市町村が行う被保険者の地域における自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組への支援に関する事項
- (5) 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項
- (6) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に関する事項
- (7) 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- (8) 認知症施策の推進に関する事項
- (9) その他必要な事項

(構成)

第 3 条 委員会は、学識経験者、保健医療・福祉関係者、被保険者・利用者・都民を代表する者及び関係行政機関の職員の内から、福祉保健局長が委嘱する委員で構成する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、令和 3 年 3 月 31 日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長は、副委員長を指名することができる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(招集等)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、第3条に定める者のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員会が定める事項について調査・検討する。
- 3 専門部会の部会長（以下「専門部会長」という。）及び委員は、委員会の委員の内から委員長が指名する。
- 4 専門部会長は、専門部会の会議を主催する。
- 5 専門部会長に事故があるときは、あらかじめ専門部会長の指定する者がその職務を代行する。

(専門部会の招集等)

第8条 専門部会は、専門部会長が招集する。

- 2 専門部会長は、必要があると認めるときは、関係者に専門部会への出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 委員長は、専門部会に出席し、発言することができる。

(幹事)

第9条 委員会における調査・研究の充実及び効率化を図るため、委員のほかに幹事を設置する。

- 2 幹事は、福祉保健局長が任命する。
- 3 幹事は、委員会及び専門部会に出席し、調査・検討に必要な情報を提供する。

(会議の公開)

第10条 委員会及び専門部会の会議は、公開で行う。ただし、委員長又は委員の発議により委員の過半数の同意を得たときは、非公開とすることができる。

(報告)

第11条 委員会は、検討を終了したときは、その結果について福祉保健局長に報告するものとする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、福祉保健局高齢社会対策部計画課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月31日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限りで、その効力を失う。